

一斉清掃運動の取り組み状況について

一斉清掃運動は、毎年各自治会のご協力のもと、豊かな自然につつまれた住みよい郷土づくりを進めるため、7月1日の「琵琶湖を美しくする運動」、12月1日の「県下一斉清掃運動」に合わせて、自然保護ならびに環境保全運動の一環として取り組みを行っています。今年度も熱心に清掃活動をしていただきありがとうございました。

本年度の取り組み状況については下記のとおりです。また、市では、各自治会が自主的に取り組んでいる清掃経費の負担を軽減するため、借り上げられた車両に要する経費を対象に一部助成を行っています。この交付金額についても併せてお知らせします。

	夏 季	冬 季
実施日	6 月 26 日 7 月 3 日	11 月 27 日 12 月 4 日
参加人数	13,368 人	12,020 人
可燃ごみ	147.0 t	118.5 t
不燃性ごみ等	140.7 t	85.3 t
交付金額	721,900 円	671,100 円

※ごみの排出量については、市の処理施設での受け入れ分のみを記載しています。



◆環境課
☎ 587 - 6003
FAX 587 - 3834

浄化槽をお使いの皆さんへ

4月1日以降の検査実施分から検査手数料が改定されます。

浄化槽の管理者（使用者）は、保守点検、清掃と合わせて、浄化槽法第11条に定める年1回の法定検査が法律で義務付けられています。

浄化槽の人槽	旧料金	新料金
10人以下	5,000 円	5,000 円
11～20人		6,000 円
21～50人	7,000 円	9,000 円
51～100人		10,000 円
101～200人	8,000 円	11,000 円
201～300人		12,000 円
301～500人	10,000 円	14,000 円
501～1,000人	14,000 円	18,000 円
1,001～2,000人		20,000 円
2,001人以上		21,000 円

※詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ…(社)滋賀県生活環境事業協会 ☎ 554 - 9271、FAX 554 - 9293

毎月第4土曜は 廃食油回収の日

3月24日(土) 午前10時～正午

回収会場：市役所別館横電話ボックス付近
回収物：廃食油、牛乳パック、アルミ缶
問環境課 ☎ 587 - 6003、エコロジーマーケットやすの会・増村 ☎ 586 - 1441

旧の指定ごみ袋（平成22年9月30日以前に購入）の使用期限について

◆旧の指定ごみ袋等の使用期限は、3月の最終回収日となっています。4月1日からは一切使用できませんのでご注意ください。

◆使用期限までに旧の指定ごみ袋等が使い切れないと見込まれる場合は、新しい指定ごみ袋等と代金相当分の交換を行いますので、環境課まで交換手続きをお願いします。なお、返金は一切行いませんのでご注意ください。



【交換例】

☆指定燃えるごみ袋（大）
（旧）（35ℓ）500円（20枚入り）

➡（新）（42ℓ）500円（10枚入り）

☆指定燃えないごみ袋
（旧）（30ℓ）200円（8枚入り）

➡（新）（30ℓ）280円（8枚入り）

※80円の追加支払い要

【文字の印刷色による新旧識別例】

指定ごみ袋等の種類	文字の印刷色	
	（旧）	➡（新）
燃えるごみ袋（大）	黒色	緑色
燃えるごみ袋（小）	青色	茶色
燃えないごみ袋	青色	赤色
プラスチック容器類袋（大）	緑色	黒色
プラスチック容器類袋（小）	緑色	青色
粗大ごみシール	緑色	青色

歴史の小窓

—学芸員のメッセージ—

(90)

歴史民俗博物館

☎587-4410、Fax587-4413

【3月の休館日】月曜・火曜日、21日(水) ※20日は祝日開館

◆埋蔵文化財展／3月4日(日)まで

◆写真展「平家物語と祇王伝説」／4月22日(日)まで

◆テーマ展 野洲の古文書(10)「富波澤村の古文書—ムラの検地と年貢—」／3月10日(土)～4月22日(日)

◆第8回市史・郷土史学習会／3月10日(土)午後2時～4時「江戸時代の納税制度—富波澤村を中心に—」江藤弥生(市史専門調査員)／「近江天保一揆と野洲村」古川与志継(歴史民俗博物館館長)

◆古代体験教室・ガラス小玉を作ろう／3月17日(土)午後2時～4時 参加費…500円※先着10人、事前申し込み要

富波澤村の検地と年貢 —富波乙共有文書を読む—

富波乙では「富波澤村の歩み」を発行されるなど、郷土史編さんの取り組みが続けられています。こちらで保管されていた富波乙共有文書は、近世期を中心とする979点にのぼる古文書群で、その中に納められた検地帳を紹介します。

近世におけるムラの支配は、幕府だけでなく諸藩が領主として入り組んで支配をする幕藩体制がとられていました。富波澤村(現富波乙)も、江戸幕府直轄の天領のほか、1698(元禄11)年以降は

現在のように銭貨で税を徴収されるのではなく、その中心は年貢でした。また、年貢の皆済は村全体の連帯責任として村単位で課税されていました。これを村請制といいます。まず、領主は領地の状況を知るために土地調査、いわゆる「検地」を行います。ここでは土地の種類、面積、収穫高、耕作者が検分され、その土地の生産力、つまり村高が調べられます。所得が多い

ほど課税率が上がる現在の所得税のように、江戸時代においても生産性の高い土地であるほど課税率が高く定められました。富波乙共有文書には「延宝七己未年近江国野洲郡富波沢村検地帳」がみえます。奥書には次のように記されています。

右者近江国野洲郡富波沢村検地依被 仰付候、六尺間之竿を以、壹反三百歩也、町反畝歩員数斗代高下分量委細書記帳面、相極量者也
延宝七己未年三月七日
戸田左門内
検地惣奉行
戸田権兵衛
当村検地奉行
大竹十郎右衛門
右同断
種村六大夫

右同断

岸本所左衛門

ここでは六尺の竿をもつて検分がなされ、一反を三百歩と定めています。検地惣奉行を務める戸田権兵衛は、美濃国大垣周辺を統治した大垣藩主戸田家の者で、そのほかに検地奉行として3人が富波澤村へ派遣され、在地の庄屋および農民の立ち会いのもとで検地が実施されました。また延宝検地では、田畑の等級を従来の上、中、下の3段階だけでなくさらに上々、下々を加えた5段階に区分しました。ただし、同じ上田であってもムラによつては一反の生産量を示す「斗代」が異なることもありました。例えば富波澤村では検地帳に「上田四拾七町六反七畝拾八歩 此分

米七百六拾貳石八斗壹升六合 但壹石六斗代」とあり、上田の斗代は一石六斗ですが、野洲村は一石五斗、辻村は一石七斗となっています。面積に斗代を掛けて算出したものが石高(分米)で、富波澤村における上田の石高は七六二石八斗一升六合となり、これが予想生産量ともいえます。

また、中田は一石五斗、下田は一石三斗、下々田は一石二斗、上畑は一石二斗、中畑は一石一斗、下々畑は八斗、さらに屋敷にも一石五斗から一石三斗の斗代がそれぞれ定められ、これらの合計が富波澤村全体の石高になります。地域によつても異なりますが、現在の農業では一反で約8俵(約480kg)が全国的な平均収穫量といわれています。当時のように一反につき一石六斗(約240kg)が収穫量であったと考えると、いかに品種改良や農業技術が向上したか計り知れます。



「富波沢村検地帳」1679(延宝7)年

3月10日(土)からのテーマ展「野洲の古文書(10)「富波澤村の古文書—ムラの検地と年貢—」」では、富波澤村の事例を中心に近世期の納税システムをひも解きます。ぜひご来館ください。

(市史専門調査員 江藤弥生)